

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成28年2月4日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500324号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500115号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年10月13日から同年11月13日に訂正し、昭和49年10月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和49年10月13日から同年11月13日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年10月13日から同年11月13日まで

請求期間当時、会社がC市からD市に移転したことはあったが、私は、間違なく継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録及びB社から提出された在籍証明書並びにB社取締役管理部長の陳述により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務し(昭和49年11月13日にC市に所在するA社からD市に所在するA社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和49年9月の厚生年金保険の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500351 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第 1500050 号

## 第1 結論

平成7年2月、同年7月、平成8年1月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成7年2月  
② 平成7年7月  
③ 平成8年1月  
④ 平成8年5月

平成8年7月頃、私の夫がA社会保険事務所(当時)に出向き、国民年金第3号被保険者に係る手続をした際に、同事務所で、私の平成6年6月から平成8年5月までの2年分の国民年金保険料をまとめて納付しているはずである。請求期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者の夫は、平成8年7月頃、A社会保険事務所で妻の国民年金第3号被保険者に係る手続をした際に、請求期間①から④までの期間を含む平成6年6月から平成8年5月までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、当該期間のうち、同年4月及び同年5月の保険料は現年度保険料、そのほかの保険料は過年度保険料に区分され、当時、社会保険事務所において過年度保険料の納付は可能であるものの、現年度保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、請求者の夫がまとめて納付したとする平成6年6月から平成8年5月までの期間のうち、請求期間①から④までを除いた期間に係る国民年金保険料は、1か月分ずつ収納されていることが確認できる。

これらの事情を考慮すると、請求期間①から④までの期間を含む平成6年6月から平成8年5月までの国民年金保険料をまとめて納付したとする請求者の夫の主張には不自然さがみられる。

また、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間①から④までについて、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500306 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1500114 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(請求期間における厚生年金保険の適用事業所名称は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 46 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 7 月 10 日

私は、請求期間において、会社から賞与 58 万円を受け取っており、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、年金額に反映されるよう標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が年金記録訂正請求書に請求期間に係る事業所名称として記載したA社は、オンライン記録において、平成 17 年 8 月 1 日に B 社から A 社に厚生年金保険の適用事業所の名称を変更していることが確認できることから、請求者の請求期間に係る事業所は B 社であると認められるところ、A 社を合併した C 社を運営、統括する D 社の担当者は、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、請求者に係る書類は確認できず不明である旨陳述している。

また、E 市から提出された請求者に係る「平成 18 年市県民税課税台帳」(平成 17 年所得分)により給与収入額及び社会保険料控除額が確認できることから、当該各金額とオンライン記録の標準報酬月額から推認される年間の報酬額及び社会保険料額を比較し検証したが、請求期間において、請求者の主張する 58 万円の賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されたことはうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1500300号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1500116号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和40年3月1日から昭和42年1月16日まで  
② 昭和45年10月6日から昭和46年4月30日まで  
③ 昭和47年4月1日から昭和50年12月31日まで

私は、昭和40年3月1日から昭和50年12月31日までA社に継続して勤務していたので、請求期間について、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③において、A社に勤務していたと主張しているが、当時の事業主は亡くなっている上、既に事業を廃止しており、当時の資料は保存していないと元事業主(当時の事業主の妻)が回答していることから、請求者の請求期間①、②及び③に係る勤務、雇用形態、社会保険の適用状況及び厚生年金保険の保険料控除等は確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により所在が判明し、請求者が氏名を挙げた同僚を含む6人に照会したところ、回答のあった5人の同僚が請求者を覚えていたが、請求者の勤務時期を明確に記憶しておらず、うち3人の同僚は、当時は人の出入りが多く、一度辞めて、よそへ行って戻ってきた者もいた旨を回答している上、請求者は、請求期間①、②及び③に係る給与明細書を所持していないことから、当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、A社に係る被保険者原票は資格取得順に整理番号が付されているが、欠番は無く、請求者の請求期間①、②及び③に係る記録は見当たらない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。